

平成24年 第4回定例会

美瑛町議会会議録

(第2号) 6月20日

美瑛町議会

平成24年第4回美瑛町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成24年第4回美瑛町議会定例会

平成24年6月20日午前9時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 議案第1号 丘のまちびえいまちづくり基金条例の制定について
- 第3 議案第2号 美瑛町人づくり育成基金条例の制定について
- 第4 議案第3号 丘のまちびえいまちづくり寄附条例の一部改正について
- 第5 議案第4号 美瑛町公共施設等建設基金条例の一部改正について
- 第6 議案第5号 美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第7 議案第6号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について
- 第8 議案第7号 美瑛町公共下水道設置条例の一部改正について
- 第9 議案第8号 平成24年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第10 議案第9号 平成24年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 第11 議案第10号 請負契約の締結について
- 第12 議案第11号 請負契約の締結について
- 第13 議案第12号 財産の取得について
- 第14 議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第15 発議第1号 美瑛町議会会議規則の一部改正について
- 第16 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第17 報告第1号 平成23年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第18 報告第2号 美瑛町土地開発公社の経営状況について
- 第19 報告第3号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について
- 第20 報告第4号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について
- 第21 意見書案第3号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について
- 第22 意見書案第4号 看護師・介護職員等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護、地域医療の拡充を求める意見書について
- 第23 意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について
- 第24 意見書案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 第25 議員の派遣について
- 第26 所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	沢	尻	健	議員	
2番	森	平	真也	議員	
3番	佐	藤	晴観	議員	
4番	杉	山	勝雄	議員	
5番	斉	藤	幸一	議員	
6番	山	家	慶治	議員	
7番	花	輪	政輝	議員	
8番	八	木	幹男	議員	
9番	穂	積	力	議員	
10番	福	原	輝美子	議員	
11番	角	和	浩幸	議員	
12番	濱	田	洋一	議員	
13番	沼	田	成功	議員	
議長	14番	齊	藤	正	議員

○欠席議員

○出席説明員

町	長	浜田	哲君
副町	長	塚田	聡仁君
会計	管理者	千葉	茂美君
総務	課長	石井	典夫君
政策	調整室長	中山	勝利君
税務	課長	佐藤	剛敏君
住民	生活課長	大谷	隆男君
保健	福祉課長	池田	由行君
保健	福祉課参事	米濱	美智子君
商工	観光課長	後路	宜伸君
農林	課長	大西	能正君
都市	建設課長	武井	一真君
水道	課長	山田	厚誠君
町立	病院事務局長	太田	茂夫君
総務	課長補佐	今野	聖貴君
総務	課財政係長	今滝	毅君
教育	委員長	村上	和男君
教育	長	奥山	清君
学校	教育課長	藤原	悟君
生涯	学習課長	大滝	憲孝君
生涯	学習課参事	餌取	祐一君
農業	委員会会長	鹿島	明博君
農業	委員会事務局長	佐々木	典美君
代表	監査委員	有富	武君
監査	事務長	鈴木	貴久君

○書記

事務局長 前川光男君
係長 梶原祐治君

開会及び開議宣告

○議長（齊藤 正議員） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（齊藤 正議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番佐藤晴観議員と11番角和浩幸議員を指名します。

日程第2 議案第1号 丘のまちびえいまちづくり基金条例の制定について

日程第3 議案第2号 美瑛町人づくり育成基金条例の制定について

日程第4 議案第3号 丘のまちびえいまちづくり寄附条例の一部改正について

日程第5 議案第4号 美瑛町公共施設等建設基金条例の一部改正について

○議長（齊藤 正議員） 日程第2、議案第1号、丘のまちびえいまちづくり基金条例の制定についての件、日程第3、議案第2号、美瑛町人づくり育成基金条例の制定についての件、日程第4、議案第3号、丘のまちびえいまちづくり寄附条例の一部改正についての件、日程第5、議案第4号、美瑛町公共施設等建設基金条例の一部改正についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。

まず、議案第1号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、総務課長」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては1頁からになります。条例制定及び改正要旨並びに附則部分の新旧対照表は資料の1頁から12頁までになります。

本町の各基金について設置目的など全体を見直すことが今後の行財政の運営上必要と判断し、その見直しに伴い、ふるさと納税の受け皿として、平成20年に制定した丘のまちびえ

いまちづくり寄附条例から、基金の管理運用規程を切り離し、他の特定目的基金条例と同様の条例を新たに制定し、今後のまちづくりに必要な財源を確保するものです。また附則で、美瑛町財政調整基金条例をはじめ8基金について一部改正を行うものです。最初に議案を朗読させていただき、その後条例制定の目的及び規程内容などの説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは資料の条例改正の要旨によりご説明をさせていただきますので、資料の1頁をお開きいただきたいと思います。本条例は第1条の設置から委任までの全7条から構成されています。条例の概要につきましては第1条で基金の設置目的、第2条で基金の積立、第3条では基金の管理、第4条では基金の繰替運用等、第5条では運用益金の処理、第6条で基金の処分、第7条で基金の管理委任について、それぞれ規定をしております。続きまして、附則第3条から附則第11条までの説明をさせていただきます。引き続き資料の1頁をご覧くださいと思います。新旧対照表は3頁から12頁になりますのでご参照願います。附則第3条美瑛町財政調整基金条例の一部改正につきましては、町の債務保証により土地開発公社が金融機関から借入れている資金について美瑛町財政調整基金からの運用を可能とするための規定の追加及び文言の整備です。このことによるメリットは、土地開発公社における金利負担軽減に伴う不動産の売却予定価格の圧縮、町財政指標の向上などがあります。附則第6条、美瑛町福祉基金条例の一部改正につきましては、基金の設置目的の見直しです。使途が民間の福祉団体が行う事業支援に限られていたものを福祉全体に活用できるよう拡大を図るものです。また、条立て及び文言の整備でございます。附則第4条及び附則第5条並びに附則第7条から附則第11条につきましては、条立て及び文言の整備です。以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) 次に、議案第2号について提案理由の説明を求めます。

(「はい、生涯学習課長」の声)

はい、大滝生涯学習課長。

(生涯学習課長 大滝憲孝君 登壇)

○生涯学習課長(大滝憲孝君) おはようございます。議案第2号、美瑛町人づくり育成基金条例の制定についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては8頁になります。

本条例の制定につきましては、先の議案第1号と同様に各基金条例の見直しに伴い、美瑛町ふるさと創生事業基金条例を廃止し、新たに人づくりに特化した基金として美瑛町人づくり育成基金条例を制定するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、条例制定の趣旨及び規程内容などの説明をさせていただきます。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

それでは資料の条例制定の要旨によりご説明をさせていただきますので、資料の13頁をお開き願います。条例制定の趣旨ですが、本町の各基金条例の見直しに伴い、美瑛町ふるさと創生事業基金条例を廃止し、新たに人づくりに特化した基金として美瑛町人づくり育成基金条例を制定するものであり、なお、廃止する美瑛町ふるさと創生事業基金の積立金は新設の本条例に全額移行するものです。制定の概要につきましては、第1条にも書かれておりますが、本町の美しい農村景観や町の文化を守り、将来に向かって活力あるある町づくりの運営に寄与し、心豊かな人材の育成を推進するために基金を設置するものです。第1条設置、第2条積立、第3条管理、第4条繰替運用等、第5条運用益金の処理、第6条処分、第7条委任からの全7条から構成されています。次に、議案に戻りまして議案集の9頁の附則を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第2号、美瑛町人づくり育成基金条例の制定についての提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 次に、議案第3号について提案理由の説明を求めます。

(「はい、政策調整室長」の声)

はい、中山政策調整室長。

(政策調整室 中山勝利君 登壇)

○政策調整課長（中山勝利君） おはようございます。議案第3号の丘のまちびえいまちづくり寄附条例の一部改正についての提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては10頁になります。

条例改正要旨及び新旧対照表は資料の14頁から16頁になります。今回の条例改正につきましては、議案第1号の丘のまちびえいまちづくり基金条例の制定に伴い、本条例から、管理運用規程を切り離し、ふるさと納税の受け皿としての条例に改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後改正内容につきましてご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、資料の改正要旨によりご説明をさせていただきます。資料の14頁をお開き願います。また改正に伴いまして、新旧対照表は15頁16頁になります。ご参照願います。本条例の主な改正点につきましては、本条例から管理運用規程を切り離しふるさと納税の受け皿としての条例に改正し、寄附者から収受しました寄附金について寄附者の意思に反映されるよう、丘のまちびえいまちづくり基金に積み立て適正に管理するため、条立て及び文言の整理をするものであります。

以上、議案第3号の提案理由についての説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 次に、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、総務課長」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） 議案第4号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては11頁になります。

条例の改正要旨及び新旧対照表は資料の17頁から18頁までになります。今回の条例改正につきましては、議案第1号と同様、各基金の見直しに伴い本条例の一部改正を行うものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきましてご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、資料の改正要旨によりご説明をさせていただきますので、資料の17頁をお開き願います。また、改正に伴う新旧対照表は18頁になりますのでご参照願いたいと思います。本条例の主な改正点は、公共施設等の建設財源の確保を目的とした基金から整備改修を円滑に推進するための財源確保を目的とした基金に改めるため本条例の一部を改正するものです。なお、美瑛町生涯学習施設建設基金条例については、図書館の建設事業が終了したことから、基金の使命を終えたものと判断し、附則において、本条例を廃止の上で積立金については、改正後の美瑛町公共施設等整備基金に合算することとし、また条立て及び文言についても整備するものです。

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これで、議案第1号から議案第4号までの4案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、4案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

（「はい、議長」の声）

はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 7番議員です。みなさんおはようございます。総括質疑ですが、私の場合は産経の委員ですから、この度の本会議で何うしかないということで、主に議案第1号丘のまちびえいまちづくり基金条例の制定について何うことになりますが、この度多くの基金の制定並びに一部改正があるわけです。そこで基金の場合、地方財政法及び総務省の決算カードなどで確認をしてみましたところ、積立金には3種類分類されまして、1つは財政調整基金、1つはいわゆる財調ですね、2つ目は、減債基金、いわゆる減債。そして3番目に、特定目的基金と、このように3種類に分類されているわけです。

今般の議案第1号、丘のまちびえいまちづくり基金条例の制定という部分は、この特定目的基金に分類されるべきものです。

それで、地方財政法第4条並びに第7条などで、基金の設置目的、或いは運用管理、そして処分などが明らかに規定されています。それを確認してみますと、本件の改正につきましては、多少その地方財政法の規程並びに精神から多少この逸脱と申しますか、飾詐性があるのではないかなと考えられるものですから、是非5項目につきまして伺いたいと思う次第です。

まず、1項目としましては、議案書1頁、第1条の設置目的、丘のまちびえいまちづくり基金条例の制定。この第1条には目的としまして、まちづくりを推進するため、まちづくり基金を設置するとのことですが、今も申し上げましたように、特定目的基金であるからには、具体的に基金の目的をできるだけ明らかにする必要があるのではないのでしょうか。まちづくり基金、まちづくりを推進するためとなったら、たいがい何でもそのまちづくり基金だなど、一般的には思わざるを得ないなということで、大変な広範囲で、特定目的という法の精神、考え方からいきますと、もう少し具体的な表現が必要なのではないのでしょうか。伺います。

それから、2項目としまして、ただいまもご説明がございましたが、本件第1号議案の丘のまちびえいまちづくり基金条例附則の中で、それぞれ今申し上げました設置目的が違う3種類の基金の9つの基金条例をすべて一括して、この度改正してしまうということは、ちょっと、こういう条例改正のあり方というものはいかがなものなのではないのでしょうか。これは本当にできるものなのではないのでしょうか。この一部改正ができるという事由、根拠などにつきまして伺いたいと存じます。

次に3項目としまして議案書の2頁、附則の第3条、美瑛町財政調整基金条例の一部改正ですが、先ほどもご説明にございました土地開発公社に対して貸付けることができると改正するのだということですが、今申し上げましたように、財政調整基金と言うものは、地方財政法によりますと財政運営上、要するに一般会計、歳入、歳出という部分で財源不足を補うために活用されるべき基金、積立金であるとされているわけですし、例えば地方財政法第7条では、決算上剰余金を処分した場合には、当該剰余金の2分の1を下らない額は翌々年度までに積立てる、または償還金を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てること規定されているわけで。また、地方財政法の第4条の3第3項にはですね、積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債権、その元本の償還及び利息の支払いについて、政府が保証する債権、その他の証券の借入などの確実な方法によって運用しなければならないと法律がありますが、今般、土地開発公社の金利負担を減少させるためだとおっしゃっていましたが、財政調整基金を貸して運用するということは、法の精神から行きますと多少逸脱しているのではないのかなと。土地開発公社ですから本町は全額保障、開発公社の経営に関してはしていることですから、自前の会社のようなもので、確実、堅実、間違いのないことですが、ひと

つ大事なことは、例えば、社協に対して1千万円の貸し出しを一般会計から行いました。一般会計から貸し出しを行う場合は、必ず議会に承認を求める必要が出てまいります。ところが、基金で運用した場合は、いちいちその都度議会に承認を求めないわけで、つまり、議会のチェック機能を低下、軽減していただくということなのか。しかしながら、法の精神の上では、やはり、一般会計の中から土地開発公社などに貸し出しを行って、その都度、議会に対してお知らせ、或いは採決などをしていただくことがやはり望ましいのではないかと。こうした点につきまして、どのようにお考えなのか。また、今般は基金から活用して、土地開発公社の金利負担を軽減するとおっしゃってましたが、今申し上げましたように、本町の基金は町民の財産です。確実に運用、金利の収入があれば当然、また基金に計上すべきだという法がございます。現在道銀では、およそ1.18%、土地開発公社の金利負担あるかと思いますが、今後は基金で運用した場合、この金利は求めないということになるのでしょうか。どのようにお考えでしょうか。伺いたいと存じます。

4項目としまして、議案書の2頁、附則第4条、美瑛町減債基金条例の一部改正でございますが、現在の減債基金条例には第4条で、有価証券による運用規定がございましたが、本件条例改正第3条によりまして、この有価証券による運用規定は削除されました。議案第4号の美瑛町公共施設等建設基金条例におきましても同じように、有価証券による運営規定はこの度削除されたわけですが、先ほど申し上げましたように、基金は金融機関に預ける他、国債など政府が保証する有価証券による運用が今まではなされたのではないかと思います。今後はなされないという意味あいになるのでしょうか。伺いたいと存じます。

最後、5項目ですが、議案書の4頁、第6条美瑛町福祉基金条例の一部改正について伺いますが、現在の条例第1条には、基金の目的及び使い道が民間団体が行う福祉事業、支援としまして特定目的というものが明らかでしたが、この条例改正によりましては、今後は福祉全体に活用できるようにするために民間団体が行う事業支援の文言を削除したということですが、本件の条例改正によって民間団体が行う福祉事業の経費の財源に今後充てないということになるのでしょうか。民間団体が行う事業支援の文言をあえて削除しなくても、新しい条文を追加することよっても、更に広く活用ができたのではないかと思います。そういった点についてどのようなお考えなのか伺いたい。

という5項目につきまして伺いたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

(「はい、総務課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、石井総務課長。

○総務課長(石井典夫君) 今、花輪議員さんから、5項目についてのご質問がありました。答弁がちょっとずれてる場合がありますら、あとでご指摘を頂ければと思います。

まず1点目の丘のまちびえいまちづくり基金条例の設置目的とまちづくり基金条例の設置目

的があまりにも広くて、内容がなかなか見にくいと、もう少し具体的に明らかにすべきではないかというお尋ねと理解をいたしました。確かに言われることは十分理解できます。具体的に例えば、先ほど公共施設建設基金等の改正ですとか、そういったものは具体的に中身は明らかです。それから、人づくり育成基金についても中身が明らかです。これについては、なかなかそこら辺が見えてこないということです。確かにまちづくりですから、すべてを指してまちづくりと言えばその通りですが、例えば1つの例を申し上げますと、今年の24年度予算というのは様々な基本計画とか、そういったようなものの策定業務があります。まさにこれはこれからのまちづくりの方向性を示す上での一つの事業です。そういったものに対して、一義的にはやはり補助ですとかそういったものを探ると。2つ目は、それが無理であれば裏負担である起債だとかそういったものが対象になるかどうか探ると。3点目にそういったものが難しいときに、財源にゆとりがあれば、一般財源で行うことは可能ですが、そこで初めてこういった基金を活用してそういった計画を立てていくと。1例で申し上げますと、そういったようなものに活用していくという考え方が1つございます。そして、それを踏まえて、じゃ新たなこういう事業を進めていくと。その中で今申し上げましたような色んな補助制度等々が活用できれば、そういったものは第一義的に使っていくわけですが、なかなかそういったものに乗りにくいものであっても、将来のまちづくりにとってこれは非常に有効であると判断するようなものに対して、この基金を活用してまちづくりを進めていく、そういったような考え方ですのでなかなか目的を絞って第1条に謳うというのは、なかなかそういう意味では難しい部分があるということは一つご理解をいただきたいと思えます。

それから2点目の附則の部分です。冒頭で基金については三つの種類があると。確かに1点目は、財政調整機能をコントロールする意味での財調という基金があります。それから、2つ目は減債基金、これは、起債の償還に充てるための財源を確保していくための基金でございます。3点目がいわゆる目的基金とこういうことでして、この目的基金の条例制定の中に附則で1番目のその財調を謳うことがどうなのかということがどうなのだろうと思えます。これにつきましては、一つの条例制定の手続きと言ったらおかしいですが、そういった中で、今回のこのまちづくり基金条例の制定の中にあえて3条でこの財調の一部改正を触れさせていただいたということで、これについては間違いか間違いでないか、1つの方法として財政調整基金条例の一部改正ということで、単体で条例の改正をお願いするという、これは一つの正攻法としての方法もありますが、こういった条例の改正方法もあるということもひとつご理解をいただきたいとともに、これについては、当然町の中の条例審査委員会ですとかそういったもの経た中で、審査を得た上で、こういった提案をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思えます。

それから3点目の財調の改正、土地開発基金への貸し付け、運用というものが、本当にこれ

問題ないのかというお尋ねだと思います。これにつきましては、冒頭でこういったことは可能かどうかと考えたときに、実は今、先ほど地方財政法の条文を色々ご指摘いただきました。そこら辺は非常に私どもの方も冒頭でやはり頭に浮かんだことでございます。これについてどこかで事例はないのかと色々調べまして、これについては本州の方で事例はありました。それとあわせて、道の方にこの場合の考え方、確かに先ほど言われたようなことはもうきちっと地財法で謳われてるわけですが、果たして土地開発公社に対して、運用、貸付ですが、それが可能なのか、財政調整基金というものの目的というものから考えたときに、財政の調整機能をきちっと確保するための基金ですから、たまたまこちらに運用しているがために、財政上困ったというようなことがあってはならないということになりますから、そういったところも色々検討させていただきました。結論としては、土地開発公社それから土地開発基金、こういったものについては、美瑛町でいえば美瑛町という自治体の組織の中の一部という取り扱いの中で、決算統計等とそれから財政指標等々の基本となる数値の中に取り込まれてるわけですから、それについては問題ないだろうという判断もいただいたものですから、今回こういったことで、将来の財政状況等も見ながら、土地開発公社への運用をできるような基金条例に改めたということです。そういったことで調べるところについては、私どもの方も色々調べた上での判断でこういった形にさせていただいたということです。

それから、これによって土地開発公社への金利負担、金融機関からの借り入れは先ほど言われたとおり1.18%ですか、財調で貸した場合に運用した場合に金利はとらないのかという話でしたが、実は一時借入金等についても基金からの運用を行わせていただいています。決済性預金に置いても、これはもう金利はつきませんから、今0.04%、24年度は一般会計それから特別会計に貸し付けを行ってますが、これと同じように、同率の金利をいただくということで、それは考えています。

それから4点目の減債基金から有価証券が除かれたということですが、これにつきましても、その他という中で読めるのではないかと、確かにこれは理解を当然、今回の改正の中で検討はした部分でございます。花輪議員さんが言われることについてはごもっともですが、有価証券を排除したということではなくて、その中で十分読めるだろうという判断のもとで、こういった改正をさせていただいたということです。

それからの5項目目の福祉条例の関係ですが、福祉団体が活動する事業支援に対しての基金からの支援という部分が枠が拡大され福祉全体となったということですので、基本的に従来と全く変わらないと、民間団体が行う福祉の活動に対する事業支援をはじめ、予算書で言えば民生費の福祉の項目全体についての、町で独自の施策を展開しているような部分での財源が厳しくなったときですとか、そういったときに、この基金が充てれるように枠を拡大したということのご理解をいただきたいと思います。以上です。

(「はい、議長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。大変詳しくご回答をいただきました。十分に地財法或いは総務省の考え、また、道などにも相談をされたということですから、万全を期されたということだと思いますが、今のご答弁の中で、若干再度伺いたいと思うわけでございます。

本町の基金関係の場合は、町長も答弁でよく申されてますが、およそ30億円を超える現在基金がございますから、それなどを財政調整基金でもって、財源不足を他の自治体みたいに赤字の部分を補てんしなければならないのだ、だから、財政調整基金を下ろさなければならないなんていうことは到底考えられないという状況ですから、むしろ、たくさんこれからの基金に積み立てた場合に、特定目的基金の場合はその目的に沿って取り崩すということが法で定められていますから、できるだけ広範囲に何でも使えると。これからもどんどん積んでそれで使う時には、またスムーズに使えるようにという意味合いで、他の自治体に比べると大変、町長の手腕で、そうした基金、財源が多額に利用されていることから、こうした目的というものが非常に広範囲ということになってしまったのではないだろうか。本来は、先ほど課長も答弁されましたように、郷土博物館の建設のためとか、やはり、人材育成のためとか、具体的な目的というものを普通は明らかにして、そこに基金を積んで、そして必要な場合にその目的を果たしていくために処分するということだと思いますが、その点ざっくばらんなところ、やはり、これからはせっかく積んだものが縛られてしまって、下ろす時に困るということなのかなと、1項目は思うわけで、その点は本音はいかなものでございましょうか。伺います。

それから、3項目目、土地開発公社、財調貸付なのですが、ちょっとご答弁も漏れたかなと思うのですが、法の精神では、やはり、一般会計から貸出した場合と、基金から貸付けた場合では、議会のチェック機能この部分が配慮されるというか、要するに機能を低下してもいいというか、議会のそういう能力を軽減してくださるという意味合いなのか。その点ですね、どのようにお考えなのか先ほど答弁がありましたように、土地開発公社、私も申しましたように、本町イコール公社ですから、運用は確実だ、絶対にとりっぱぐれるなんてことはありえないわけですから、これは堅実なのですが、ただ、運用のあり方としまして、今申し上げたように、例えば今般、図書館用地を新たに購入しました。もしも、あれが土地開発公社で買ったとすれば、買う時にいちいち議会に承認を求めなくてもいいわけで、土地開発公社、本町が基金に財政調整基金から土地開発公社にどんどん必要な部分を貸付けて、豊富な資金でもって、その都度購入した場合、都度都度は議会に対して承認を求めなくともよろしい。決算で土地開発公社の運営状況などの際に、議会で質疑はできるのですが、やはり、リアルタイムに承認が、やはり私ども議員は町民を代表してこの議会に登壇しているわけですから、都度、情報がやはり明らかとなって、一体として議会と町政執行者の皆さんも職員も一体となってその事業に進んで

いくということが求められているのではないのでしょうか。ですから、そういう意味で、議会のチェック機能というものを逡減させるようなことは控えていただくことが必要なのではないかなと思います。どのようにこの点お考えでしょうか。再度伺います。

また、最後の民間団体、今度は福祉事業に対する支援をこの基金から行うという福祉目的の基金ですが、確かに課長が言うように特定目的をより幅広くして、先ほど申しましたが、何でもかんでも使いますよということになることは、確かに使いやすいということはあると思うのです。ただ、私どもが心配するのは、やはり、条例というものは法律ですから、本町町民にとりましては、非常にわかりにくい。広範囲になればなるほどわかりにくいわけであって、結局、今までは民間事業が行う福祉事業に経費を財源にこの基金を充てるんだよと、はっきりとしているわけで、これはひょっとしたら、民間団体、福祉事業を行っている本町にもけっこうあります。現在ですね。そういうところも、やはり、支援を受けられるんでないかなという思いはあると思うのですが、そういう特定目的の具体的な表現がなくなった場合、やはり後退したのではないか。どういう内容なのだろう。結局は採用はすべて、条例というよりも町執行者の結局、考えでもって、支援したり支援しなかったりということで、この基金の特定目的という部分の法の精神からやはり外れてしまうのではないのでしょうか。ですから、より広げる場合は、今までの文言は文言として、新たに追加をなすべきではなかったのではないのでしょうか。その点につきまして再度伺いたいと存じます。よろしくお願いします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 花輪議員の再質に私の方から総括的な部分も含めて答弁を申し上げます。

まず、今回の基金の条例の制定また改正ということで全体、大掛かりなところになりましたので、議員から総括質疑で一体趣旨はどうなのだとということもあるのだと思います。

財政の関係で私も町長に就任してから色々苦慮してきたことが多々ありましたが、小泉改革等を経て、そして今、民主党政権にかわって地方財政についてはかなり優遇と言いますか、厳しくなった部分を少し元に戻してもいいのではないかという論議をいただいていると、その辺について非常に感謝をしているところです。

そんな中で美瑛町の財政の健全化につきましては、目的の年数がある程度、我々としては超えて、財政的な基金の保持とか金額とかそういったものを保有できるようになったというようなことは考えています。

その中で今後、美瑛町がこういう状況の中で町づくりをどのように進めていくかということですが、基本的にこの基金の美瑛のまちづくりまた行政運営の大切な資金として、保管をし、また運用していかなければならないと。それからもう一つは、行政運営の、例えば、今金利の関係、非常にこうお金を預ける方にとっては厳しい環境ですから、こういった中で適正な経費、

費用というものを行政運営の中に織り込んでいく必要があるのではないかと検討させていただきました。

特に財政の部分で基金を20億円30億円と減債それから財調関係に20億円近くというようなことから、そういう部分ではどうやって基金を運用していくのか、活用していくのかということも、今後を見据えた、見直しをしていく必要があるのではないかとということで私の方からも職員の方に検討してくれということで、去年、その前年あたりからそういった検討してくれるように話をしていました。

一つはペイオフの関係ですが、町の起債、銀行からの起債等それを相殺させる我々からの預入、基金の預入れと、ペイオフを超えるとなると、やはり何かあったときにはそのペイオフを超えた分については返ってこないということですから、そういった部分について、どんな対応をしようということで備考資金等、実は議会にもお願いして、道の運用する備荒資金等にも資金を一部使わせていただきましたし、それから今回、実は資金運用の関係で国債の方にも美瑛町として初めてですが、国債についても安全性の高いものとして、一部運用を進めているところです。

それからもう一つこういう資金がせっかく決済性のものがあるのに、それを低金利で置いて一方では町が起債、借りる者は高い金利で借りてくるという状況ですと、やはり住民の方々に説明のしようがないということもありますので、こういった部分で運用の部分については土地開発公社等で運用できるようなことが可能かどうか、それを調べてくれということで道の方に伺いをたてたり、それから各地方自治体でそういうことやってる実例がないかというようなことも調査をさせていただきました。そんな面から今回、基金の運用また基金のあり方について色々見直しをさせていただくべく、提案をさせていただいたところであります。一つ先に開発公社の借入の部分で、歯止めがきかなくなるのではないかとということですが、実は開発公社の借入れ、今、町から一般会計で出すという形の部分もありますが、直接銀行からも資金を得ています。そういう面からしますと、理事会で決定して銀行から借りて土地開発公社を経営するという部分ではこの基金から回ると条件としては変わらないものがありますので、基金の方からお金が回るようになったからといって、経営が乱脈になるとか、そういったことはこれを契機にして何か理由にしてなるということはありません。

理事会でも、公社の理事会でもこういった分については十分考え合わせて、開発公社での土地の購入等検討しているわけですから、この部分については今まで通り特に変わることはないと思います。

それから、今日もこの議会で経営状況の報告等がありますので、ここの部分で議員の皆さん方のご意見をいただいたり、この部分について例えば問題があれば、議会の方で特に組織を作って、委員会を作ってそして検討することも可能ですから、こういった部分の道は特に変わ

ることがありませんので、これによって危機が増えるというようなことはないご理解をいただければと思っております。我々もそういう運用を考えてのことです。ただ、やはり銀行が直接借りて高い金利でそうしますと、これが金利の部分が毎年毎年土地代に賦課されます。そうすると今年は300万円で売った土地が、来年は305万円で売るとか310万円で売るとか、そういうことになってきますとこれだけ土地の値段が下がってる時に土地の値段を上げていくということで、これはもう土地を売ることについては非常に厳しくなります。そんな面からご理解をいただいて、土地をなるべく高くしないということも視野に入れた今回の土地開発公社に対する借入に対しての運用だと思っております。

それから福祉の関係ですが、これについても、議員さんに民間の部分のことは外したということですが、この福祉基金等も当時は国も政策として民間に福祉をと、担い手をということで色々取り組みがあったと判断をしています。その中で美瑛町でも民間の方々がいろんな福祉に取り組みを進めてきてくれてますので、私も大変感謝しているところですが、そういった状況から今、福祉の関係は環境が変わってきてまして、在宅ですとか、それから行政と民間、行政と福祉機関、民間の福祉の方々とか協力し合ってやる段階に入りました。そういう面からいたしますと、今回のこの福祉については、こういう状況に合わせて、行政と民間、住民の方々も含めた、福祉に対する支援をしやすくすると、資金を活用しやすくすることと、やはり福祉基金が民間だけに偏ってますと、町の方としても、一応金額は持っているのだけでも、なかなか福祉というものには基金を使えない状況が発生しています。ですから私にとってはこの福祉という部分については、これからまちづくりのやはり大きな要ですから、美瑛町の福祉の充実に基金を、また使いやすくしたいということで当然民間の方々の部分についてはこれまでと変わるものでありませんので、それを福祉全体のものに使えるようにしたいということで、民間の方々も当然入ってますので、これを上乘せにしますと、項目を一つ一つ全部挙げていかなければならない。民間の方が誰で、ボランティアの方が誰だとか、行政がどうだとかそうなりますので、それを一括こういうふう全般福祉という目的に使えるようにしたいと。当然基金を活用する、取り崩しをするときには議員の皆さん方に判断をいただくわけですから、その時点でその福祉の目的に合ったものかどうかという活用については、判断をいただければと思っております。

それである最初のところ、本音はどうなのだと思いますが、丘のまちびえいまちづくり基金には、今回いくつかの課題があるのですが、やはり寄附をいただいて寄附条例で基金を持っていましたが、やはり運用上問題があるのではないかと。これは私の方よりも事務方の方でこの部分の運用の仕方、基金の運用の仕方についてはちょっと問題がある可能性があるので基金を基金として独立させて、そこで運用規程を持って適正な運用を図りたいというのが事務方の考えでして、この分については基金の安全な管理とそれから活用ということで理解をしてい

ただきたいと思います。

それからもう一つは、このまちづくりの基金で、地方分権等やはり地方自治体のまちづくりが、更にまた、地方自治体で独自で考えれという時代になってきてます。先ほど石井総務課長の方で、例えば美瑛のまちづくりの色んな計画ですとか、基本計画ですとか、それから大学との連携ですとかそういう色んなものが地方で出ててまいります。そのときに財源として、一定のものがある程度持っていないとなかなかまちづくりがこういう分権型、まだ自主的なまちづくりに資金的な部分で厳しいことが考えられるということでの対応をさせていただいているとこです。

それからもう1点は、寄附をこの条例に、この基金に入れます。これは今までと変わりませんが、実は寄附をされる方の意向が非常に幅広いものがあります。町の福祉、町の活性化、人づくり、それから自然を守ってくれ環境を守ってくれと、こういう寄附をいただく方々の気持ちをこの条例の中に入れ込むとしたら、ある程度まちづくりという言葉で整理せざるを得ないという部分もあるということでご理解をいただきたいと思います。

後ほど出てまいります、例えば公共施設の建設基金等も図書館等を建設してある程度、大物については建設をしてきましたが、実は今維持管理の関係でどうしても、例えば、内装がおかしくなってきたとか、ほの香も色々出てきてます。そのときに大きなものが出たときに、一般財源で1年1年対応できない時にやはり基金を充てるようにできるようにしようということ、そういう意味で、今の状況に合わせた基金の見直しをしたいということですから、特に町長がこういうことやりたいからということよりも状況を鑑みて美瑛町の適切な運営に基金をどう運用また活用するのがいいのかと、そしてまたペイオフ対策とかどういう形がいいのかということを検討した結果、今回の提案だにご理解いただければと、よろしくお願いいたしたいと思えます。

○議長（齊藤 正議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案第1号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次に、議案第2号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次に、議案第3号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に、議案第4号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで4案件の総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、日程第2議案第1号から日程第5議案第4号までの4案件の審議は、総務文教常任委員会付託のうえ閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第4号までの4案件については、総務文教常任委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長(齊藤 正議員) 10時20分まで休憩いたします。

休憩宣告(午前10時04分)

再開宣告(午前10時20分)

日程第6 議案第5号 美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第6号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について

○議長(齊藤 正議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第6、議案第5号、美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についての件、日程第7、議案第6号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。まず、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

(「はい、住民生活課長」の声)

はい、大谷住民生活住民生活課長。

(住民生活課長 大谷隆男君 登壇)

○住民生活課長(大谷隆男君) おはようございます。議案第5号、美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては13頁からになります。条例改正の要旨及び新旧対照表は資料の19頁から21頁になります。今回の条例改正につきましては、外国人登録法が廃止され、外国人住民が住民基本台帳法の対象になることに伴い、本条例の外国人住民に関する規定を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、そのあと改正内容につきましてご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

以下附則第2項から第3項までの朗読を省略させていただきます。

それでは、資料の改正要旨によりご説明をさせていただきますので、資料の19頁をお開き願います。また改正に伴う新旧対照表は20頁から21頁になりますのでご参照願います。本条例の主な改正点は3点あります。

まず1点目は、登録印鑑の資格で外国人が住民基本台帳法の対象となることから、外国人を区別していた記載を削除するものです。2点目の登録印鑑の規制では、外国人住民は氏名のほかに通称名及び片仮名表記の使用が認められることになるため登録できる印鑑を追加するものです。3点目は、外国人住民に係る印鑑登録の抹消の条件について、変更と追加をするものです。

以上で議案第5号、美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。よろしくお申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) はい課長そのまま。

次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。大谷住民生活課長。

○住民生活課長(大谷隆男君) それでは議案第6号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては15頁になります。新旧対照表は資料の23頁になります。今回の条例につきましては、議案第5号と同様、外国人登録法が廃止されるため本条例の外国人登録原票に関する規定を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、そのあと改正内容につきましてご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、資料の改正要旨によりご説明をさせていただきますので、資料の22頁をお開き願います。また、改正に伴う新旧対照表は23頁になりますのでご参照願います。本条例のおもな改正点は、別表第12項の外国人登録原票記載事項証明書は外国人登録法が廃止されるため削除するものです。以上で議案第6号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。よろしくお申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

始めに2案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで2案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第5号についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第6号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。

2案件の討論は一括行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、2案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは、議案第5号及び議案第6号の2案件についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第5号及び議案第6号の2案件についての討論を終わります。

これから日程第6、議案第5号の件を採決します。議案第5号、美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい。挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第7、議案第6号の件を採決します。議案第6号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 美瑛町公共下水道設置条例の一部改正について

○議長(齊藤 正議員) 日程第8、議案第7号、美瑛町公共下水道設置条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、水道課長」の声)

はい、山田水道課長。

(水道課長 山田厚誠君 登壇)

○水道課長(山田厚誠君) おはようございます。それでは議案第7号、美瑛町公共下水道設置

条例の一部改正の提案理由についてご説明申し上げます。議案集の16頁をお開きください。新旧対照表は資料の24頁を参照してください。それではご説明します。美瑛町下水道事業認可内区域の整備を推進中ですが、近年、美瑛町を取り巻く状況が大きく変化し、まちづくり計画の見直しが行われています。今回の条例改正は美瑛町のおおむね20年後における市街地の状況を予測して、人口の減少と社会情勢の変化を踏まえた国、道の指導のもと、現在の都市計画法に基づく用途地域と整合性を図るために変更するものです。以下、議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑で終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第7号の件を採決します。議案第7号、美瑛町公共下水道設置条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第8号 平成24年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第10 議案第9号 平成24年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について

○議長(齊藤 正議員) 日程第9、議案第8号、平成24年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第10、議案第9号、平成24年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件を一括議題とします。

これから各議案の提案理由の説明を求めます。まず、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

(「はい、総務課長」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井典夫君 登壇)

○総務課長(石井典夫君) 議案第8号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集の

17頁からになります。最初に議案条文を朗読し、その後内容の説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、事項別明細書の歳出から説明をいたします。23頁になります。事項別明細書歳出です。第2款総務費、第1項総務管理費、第6目情報管理費、補正額42万円の追加です。税制改正に伴う国民年金システムの改修費の追加です。総合行政情報システムの改修費です。第11目災害対策費、補正額2万7千円の追加です。防災無線整備事業、今年から5カ年計画で進めることになりました。防災無線の関係の整備事業で、今回美瑛町全体を網羅する鉄塔を1塔、それから今年は白金美沢地区を整備するわけですが、その地域に係る鉄塔のうち美瑛町全域を網羅する鉄塔につきまして、鉄塔の高さが15mを超えるということになりますので、これについては確認申請が必要だということですので、その手数料を追加補正をお願いするものです。第12目諸費、補正額102万7千円の追加です。過年度歳入過誤納還付金、1点は法人町民税で予定納税されていた法人について確定したことによる還付、もう1点は個人住民税ですが、租税特別措置法改正に伴う年金方式生命保険の還付です。これにつきましては、特別交付税の措置の対象になるということです。第2項徴税费、補正額25万円の追加です。還付加算金、これは今申し上げました租税特別措置法改正に伴う生命保険年金の個人住民税還付に係る加算金です。第3款民生費、第1項社会福祉費、補正額173万8千円の追加です。療養介護医療給付ですが、対象者が2名増となったことに伴う追加です。第4款衛生費、第2項清掃費、補正額12万2千円の追加です。町内で設置してありますごみステーションの整備費、整備件数の増加に伴う追加補正です。25頁をお開きいただきたいと思います。第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額1,670万3千円の追加です。3点です。1点は、置杵牛農産物加工交流施設改修事業、置杵牛の施設ですが、衛生管理用のエアシャワーの設置費用300万円です。2点目は、青年就農給付事業、これは100%補助事業です。対象者が9戸で1戸当たり150万円ということで1,350万円です。ヘプタクロール残留対策事業20万3千円です。第4目四季の交流館費、補正額17万円の追加です。四季の交流館内の給水管及び浄化槽等の修繕費です。第7款商工費、第1項商工費、補正額50万円の追加です。消費者行政活性化事業ですが、内容につきましては、民生児童委員会が実施する消費トラブル防止に係る見守り活動に対する事業補助ということで、活動内容は啓発ステッカー等を作成し各戸に配布するというものです。第8款土木費、第2項道路橋梁費、補正額1,295万1千円の追加です。道路維持修繕事業、箇所につきましては北瑛旭第5線及び妙見線の維持改修費等です。第4項都市計画費、補正額6,267万円の追加です。公共広場整備事業ということで、これはスポーツセンターの向かいにごあります空き地ですが、これを23年、24年、23年は土地開発公社です。24年度については土地開発基金ですが、それぞれ先行取得したものについての町からの用地の購入費、合わせてその整備費です。次27頁になります。

第10款教育費、第2項小学校費、補正額314万円の追加です。美瑛東小学校の地下オイルタンクの修繕です。第3項中学校費、補正額129万9千円の追加です。中学校管理運営事業、5月25日の落雷による美瑛中学校の自動火災報知設備故障に伴う修繕費です。一部については火災共済の対象になるということです。第11款公債費、第1項公債費、補正額10万3千円の追加です。起債償還元金、俵真布9線橋の災害復旧2カ年で進めましたが、その事業費確定に伴う起債の変更ということで、それに伴う超過部分について、それを今回繰り上げ償還するということでの補正です。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額28万円の追加です。まちづくり寄附6名分の積み立てです。次に歳入についてご説明を申し上げます。21頁へお戻りいただきたいと思います。事項別明細書、歳入です。第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、補正額86万9千円の追加です。療養介護医療給付事業増に伴う、社会福祉費負担金の増です。第3項国庫委託金、補正額42万円の追加です。基礎年金等事務費交付金、税制改正に伴う国民年金システムの改修費に伴う委託金です。第15款道支出金、第1項道負担金、補正額43万4千円の追加です。療養介護医療給付事業の増に伴う道の負担金です。第2項道補助金、第5目農林水産業費補助金、補正額1,370万3千円の追加です。1点目は青年就農給付事業交付金9戸分、1戸当たり150万円の1,350万円です。2点目は、ヘパタクロル残留対策事業補助として20万3千円です。第6目商工費補助金、補正額50万円の追加です。民生児童委員会が実施する事業に対する道補助金です。第17款寄附金、第1項寄附金、補正額28万円の追加です。丘のまちびえい寄附金6名分の寄附です。第19款繰越金、第1項繰越金、補正額1,357万5千円の追加です。平成23年度の繰越額が確定しました。額は1億3,477万2千円。そして今回の補正予算額が3,857万5千円、財源保留額として9,619万7千円です。第20款諸収入、第5項雑入、補正額51万9千円の追加です。町有建物災害共済金、美瑛中学校の落雷による設備修繕に係る災害共済金です。第21款町債、第1項町債、補正額7,110万円の追加です。1点目は道路橋梁債として、北瑛旭第5線及び妙見線の維持修繕に伴う道路維持道路橋梁債です。2点目は都市計画債で公共イベント広場整備事業債ということで事業費6,267万円の95%、5,950万円です。続きまして第2表の説明を行います。20頁へお戻りいただきたいと思います。第2表地方債補正、町債の総額に7,110万円を増額するものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げます。第2表地方債補正、変更、起債の目的、過疎対策事業、変更前限度額6億570万円、変更後限度額6億7,680万円。合計、変更前限度額10億7,280万円、変更後限度額、11億4,390万円。18頁19頁の第1表につきましては説明を省略いたします。

以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 次に、議案第9号について提案理由の説明を求めます。

(「はい、保健福祉課長」の声)

はい、池田保健福祉課長。

(保健福祉課長 池田由行君 登壇)

○保健福祉課長(池田由行君) 議案書の29頁をお開き願います。議案第9号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。この度の補正は、美瑛町老人保健施設ほの香の指定管理に關しまして、指定管理者であります社会福祉法人美瑛慈光会と町との間で締結しております美瑛町老人保健施設指定管理者基本協定書に基づく事業利益が発生した場合の町への納付規定に基づき、平成23年度の当該施設の運営において発生した事業利益の一部について、その一部を町が収受することによる歳入の増額補正。また、これを財源として基金への積み立てを行いたく、歳出の増額補正をそれぞれお願いするものです。それでは議案条文を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

歳入歳出補正予算事項別明細書につきまして、歳出からご説明を申し上げます。歳出、第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目老人保健施設事業基金積立金、補正額204万6千円の増です。この基金積立金につきましては、老人保健施設ほの香が平成11年の建設から13年を経過する中で、当該施設の施設設備の大規模改修などに備えるため、指定管理者からの収受金を財源といたしまして、基金への積み立てを行いたく増額補正を行うものです。

次に、31頁をお開きください。前の頁になります。歳入のご説明を申し上げます。歳入、第4款諸収入、第2項雑入、第1目雑入、補正額204万6千円の増です。この施設運営事業利益納付金につきましては、美瑛町老人保健施設ほの香の平成23年度の運営におきまして事業利益が生じたことに伴い、指定管理者であります社会福祉法人美瑛慈光会での一部の積立金を減額した残りの30%相当額を指定管理者と町との間で締結しています基本協定書の規定に基づき町が収受いたしましたことから、増額補正を行うものです。具体的に申し上げますと、事業利益は1,181万9,400円発生してしまし、それから美瑛慈光会の諸歩修繕積立金として、500万円を積み立ていただき、その残りの682万円に対しまして、これの30%ということで、今回歳入として受けたものです。前の頁、30頁の第1表歳入歳出予算補正につきましての説明は省略をさせていただきます。

以上、議案第9号の提案理由といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(齊藤 正義員) これで2案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2案件に関連する事項について総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで2案件に関連する総括質疑を終わります。

次に議案第8号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第8号についての総括質疑を終わります。

次に議案第8号についての質疑を行います。議案集の23頁及び24頁、はじめに平成24年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費から第4款衛生費までについての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集の25頁及び26頁、第6款農林水産業費から第8款土木費までについての質疑を許します。

(「はい、議長」の声)

はい、2番森平委員。

○2番(森平真也議員) 2番森平でございます。第8款土木費、第4項都市計画費、第3目公園費、公共イベント広場整備事業について伺います。整備工事で1,195万円とあるのですが、この工事の内容を詳しく教えていただきたいと思えます。

(「はい、総務課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、石井総務課長。

○総務課長(石井典夫君) 1,195万円の整備の内訳ということですが、まずは、防塵舗装ということで4,500㎡、取得する予定面積9千㎡のうちの約半分、これを防塵処理をするということです。そして、区画線と言いますか、車が止めれるように駐車場としての整備を行う。併せて防犯灯と言いますか街灯を設置すると同時に、催し物ができるように給水設備ですね、水道の設備を1カ所行うということでございます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) ありがとうございます。今回、約6,267万円という内容なのですが、私の想像する限りでは、年2、3回ぐらいのイベントの駐車場に使われるのが主になるのかなと思うのですが、それにしてはかなり大きな額になるのかなと。せつかく9千㎡という大きな土地がありますので、当然この駐車場以外の目的というのも考えておられれば、聞かせていただきたいと思えます。

(「はい、総務課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、石井総務課長。

○**総務課長（石井典夫君）** 今言われましたとおり、あの9千㎡全体を活用する事業ということになりますと、先日開催されましたヘルシーマラソン、それから、冬の宮様国際スキーマラソン、そして秋のセンチュリーライドという三つの大会が挙げられます。

そのほかにスポーツセンターを主会場として、管内の例えばバレーボール、それから、バスケットボール、柔道、剣道等、そういった大会が色々催されています。そういった大会で、大体で年間31回ぐらいの活用があるということです。

昨年までは企業の持っていた用地で、実質的に何も無いものですから、そういった大会の時には、広く全体を使ったりしていたというような現状もあります。

今回、全体を使うイベントとしては、三つの大会と今申し上げた大会ですので、それ以外の部分での全体の整備ということになりますと、まずは防塵で半分程度は駐車場ということにして、そして残りについては、これからの色んな地域の中でのイベント、そういったものでも活用できるような一つの広場という形を考えています。

併せて、美瑛は結構ドクターヘリ等の利用も多いわけですが、市街地の中ではスポーツセンターの駐車場、それから野球場、それから競技場のフィールド等を指定していますが、なかなか使われてるときに、そういった事故等があったときにドクターヘリが降りれないというようなこともありまして、どちらかという、今申し上げました残りの4,500㎡については、そういったものについても、ある程度対応できる用地ということも考えています。

具体的に残りの4,500㎡については、こういうことをやるのだという具体的な計画等はありませんが、そういった緊急時のヘリポートですとか、それから防災の避難の部分、それから、そういったスポーツセンターを主会場とする様々なイベント等で活用していただく、併せて陸上競技場でのいろんな記録会等々もあります、そういった時にあそこを広く活用していただくということです。

○**議長（齊藤 正議員）** はい、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次に議案集の27頁及び28頁、第10款教育費から第12款諸支出金までについての質疑を許します。

（「はい、議長」の声）

はい、7番花輪議員。

○**7番（花輪政輝議員）** 7番議員です。第10款教育費、第2項小学校費、314万円の追加補正について伺います。

ご説明では、東小学校の地下オイルタンクの修繕と伺いました。本修繕が発生した事由や修繕の状況、また、実際に環境汚染などはなかったのでしょうか。そういった点につきまして詳細を伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、藤原学校教育課長。

○学校教育課長(藤原 悟君) 東小学校の修繕についてですが、美瑛東小学校は暖房用の燃料としてA重油を使用しており、その燃料貯蔵を地下タンクで行っているところです。このたび地下タンクからボイラーまでに行く配管、そここのところに不備が見つかりまして、圧力がかかなく、多少の亀裂が生じたようです。圧がかからないということで改修が必要になったということがわかりました。その改修とあわせて、地下タンクにつきまして古いものにつきましては油漏れの防止対策を行わなくてはいけないということで、平成25年度までに改修しなさいということがあります。FRPなどの加工でそういった処置、工事をしなさいということになりますので、その二つあわせてこのたび工事を行う予定のものです。お尋ねの、環境に影響がなかったのかということですが、幸い、早期に配管の部分が発見できましたので、地下を汚すことはなかったということです。

(「はい、議長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。詳しくご説明をいただきましたが、幸い環境汚染がなかったというご答弁で幸いだったと思いますが、他の小学校或いは中学校、その他老朽化した状況の中でこうしたA重油、重油を使わないところもあるように思いますが、そういった面でも地下汚染ということについては体制は万全なのでしょうか。いかがでしょうか。伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、藤原課長。

○学校教育課長(藤原 悟君) ほかに地下タンクを設置しているのが、美沢小学校そして美進小学校の2校です。燃料につきましては灯油ということです。毎年清掃とあわせて、漏洩点検なども行っていますので、そここのところの心配は今のところはないと思っています。ただ、先ほど申し上げましたように、FRPの加工は今後順次行っていかななくてはいけないということです。平成25年度までの間には、順次行っていきたいと考えています。

○議長(齊藤 正議員) はい、ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

はい、10番福原委員。

○10番(福原輝美子議員) 10番福原です。10款の教育費の3項、説明欄の、先ほど説明を伺ったのですが、中学校管理運営事業で5月の落雷ということで器具の修繕という形だったのですが、今年の冬は雪が多いために、中学校の体育館の軒天の鉄板部分がはがれていて、下へ完全に落ちて、今付いていない状態。そういう修理というのはどこかに入っていたでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、藤原課長。

○学校教育課長(藤原 悟君) ご指摘のとおり、体育館の一部のところは雪の重みでちょっと崩れてしまったということがありました。あの部分につきましては、過去にも雪の重みと台風というところでちょっと損傷を受けまして、そこがまたダメージを受けたということです。今とりたててこの補正予算ということではなくて、既存予算の中で修繕すべく準備を進めているところです。

○議長(齊藤 正議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に議案集の21頁及び22頁、歳入全款についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の17頁から20頁まで、平成24年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに第2表地方債補正についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第8号についての質疑を終わります。

次に、議案第9号についての質疑を行います。議案集の29頁から34頁まで、平成24年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第9号についての質疑を終わります。

これで議案第8号及び議案第9号の2案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。

2案件の討論は一括行いたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって2案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは、2案件について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第8号及び議案第9号の2案件についての討論を終わります。

す。

これから日程第9、議案第8号の件を採決します。議案第8号、平成24年度美瑛町一般会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第10、議案第9号の件を採決します。議案第9号、平成24年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 請負契約の締結について

○議長(齊藤 正議員) 日程第11、議案第10号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、都市建設課長」の声)

はい、武井都市建設課長。

(都市建設課長 武井一真君 登壇)

○都市建設課長(武井一真君) おはようございます。それでは、議案第10号、請負契約の締結についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては35頁になります。平成23年度より道路改良事業を進めており、23年度は設計業務の発注を行いました。町道北瑛旭第6線道路改良事業は6月8日に入札を執行し、仮契約を交わしているところであり、議会の議決にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

参考資料としまして工事内容、工期、その他入札指名業者名を載せております。朗読は省略させていただきます。

以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第10号の件を採決します。議案第10号、請負契約の締結についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 請負契約の締結について

○議長(齊藤 正議員) 日程第12、議案第11号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、住民生活課長」の声)

はい、大谷住民生活課長。

(住民生活課長 大谷隆男君 登壇)

○住民生活課長(大谷隆男君) 議案第11号、請負契約の締結についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案書につきましては36頁になります。請負契約の締結ですが、6月8日に入札を執行いたしました。旭町団地3号棟建設工事の契約でございます。予定価格が5千万円を超えることから、議会の議決をお願いするものであります。以下朗読をもってご説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

以下参考資料としまして、工事内容、工期、その他として入札参加業者を記載しております。

以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12議案第11号の件を採決します。議案第11号、請負契約の締結についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 財産の取得について

○議長(齊藤 正議員) 日程第13、議案第12号、財産の取得についての件を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、都市建設課長」の声)

はい、武井都市建設課長。

(都市建設課長 武井一真君 登壇)

○都市建設課長(武井一真君) 議案第12号、財産の取得についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては37頁になります。今回取得予定の建設機材は町道の維持管理に使用する維持作業車です。現在の作業車は、平成8年11月に購入し16年を経過するとともに、走行距離も27万キロを超え、老朽化が著しいために購入をお願いするものです。購入についての入札を6月8日に執行し、仮契約を交わしているところであり、取得に当たって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

参考資料としまして、購入しようとする機械の取得目的、規格、型式、その他入札指名業者名を記載しております。朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第12号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第12号の件を採決します。議案第12号、財産の取得についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 1 3 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（齊藤 正議員） 日程第 1 4、議案第 1 3 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、総務課長」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） 議案第 1 3 号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては 3 8 頁になります。横牛地区の道路等の公共施設を整備するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき議会の議決を経て、総合整備計画を策定することにより辺地対策事業債の財政措置を受けることができることから、議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で議案第 1 3 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。議案集の 3 8 頁から 3 9 頁まで、議案本文及び総合整備計画書についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 1 4、議案第 1 3 号の件を採決します。議案第 1 3 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって議案第 1 3 号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 号 発議第 1 号 美瑛町議会会議規則の一部改正について

○議長（齊藤 正議員） 日程第 1 0 号、発議第 1 号、美瑛町議会会議規則の一部改正について

の件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、議長」の声)

はい6番、山家議員。

(6番 山家慶治議員 登壇)

○6番(山家 慶治議員)

(朗読を省略する)

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10号、発議第1号の件を採決します。発議第1号、美瑛町議会会議規則の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、発議第1号の件は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩いたします。

休憩宣告(午前11時19分)

再開宣告(午後1時00分)

日程第16 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(齊藤 正議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第16、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

(「はい、町長」の声)

はい、浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 諮問第1号の提案理由の説明につきまして、私の方から述べさせていただきます。議案書につきまして40頁です。まず朗読を申し上げます。

(議案の朗読を省略する)

横倉氏につきましては、平成21年10月から人権擁護委員を務めていただいています。

今回の提案につきましては、引き続き擁護委員としてご活躍をいただきたいということです。経歴等につきましては、以前にも述べさせていただきましたが、町立病院の勤務等いただき、また美瑛町の学童保育指導員として長く活躍をいただいていたところですので。今後、議会の議決をいただきましたら、法務大臣の方に私どもの方で推薦をさせていただくことになると思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 暫時休憩いたします。

（意見書配布）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（齊藤 正議員） お諮りします。

本件は、お手元に配布してあります意見のとおり答申したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての件はお手元に配布してあります意見のとおり答申することに決定いたします。

日程第17 報告第1号 平成23年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（齊藤 正議員） 日程第17、報告第1号、平成23年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい、総務課長」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） 報告第1号について、その内容を申し上げます。議案集は41頁になります。平成24年度に繰越して執行することの議決を得た5事業について、地方自治法施行令の規定により報告するものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第1号の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。

したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

日程第18 報告第2号 美瑛町土地開発公社の経営状況について

○議長(齊藤 正議員) 日程第18、報告第2号、美瑛町土地開発公社の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい、都市建設課長」の声)

はい、武井都市建設課長。

(都市建設課長 武井一真君 登壇)

○都市建設課長(武井一真君) それでは、報告第2号、美瑛町土地開発公社の経営状況について報告の内容をご説明申し上げます。議案集につきましては43頁になります。先に議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次の44頁に移ります。平成23年度美瑛町土地開発公社事業決算の承認について、(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)1事業の概要(1)事業の経過及び成果になります。美瑛町の公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的に、昭和48年2月1日に設立され、以来、公共用地等を計画的に整備・造成し潤いある豊かなまちづくりを進めてまいりました。平成23年度は平成10年度に造成した「びばうし住宅団地」が3筆売却できました。また、円山公園、スポーツセンター等と一体的に活用できる広場としてスポーツセンターの向いの丸山広場を取得しました。次年度以降におきましても、引き続き「びばうし住宅団地」の販売促進に努めるとともに、丸山広場の美瑛町への売却を速やかに進めてまいります。(2)土地の売払いです。びばうし団地、①美馬牛北3丁目1203番63ほか1筆、計面積1,660.28平方メートルを1,037万3,429円で売り払いました。②美馬牛北3丁目1203番86、面積727.26平方メートルを495万9千円で売り払いました。(3)土地の取得です。丸山広場 ①美瑛町丸山2丁目102番53、面積4500.01平方メートルを2,500万円で取得しました。次ページに移ります。2貸借対照表についてご説明します。資産の部、1流動資産としまして、(1)現金及び預金、(2)事業未収金、(3)公有用地、(4)完成土地等、(5)前払い費用であり、流動資産合計が1億8,361万140円であります。次に負債の

部、1 流動負債、(1) 短期借入金は、1 億 4, 7 2 0 万円であり、負債合計も同額です。資本の部です。1 資本金 (1) 基本財産としまして、美瑛町からの出資金 3 0 0 万円です。2 準備金 (1) 前期繰越準備金 (2) 当該純損失を合わせた準備金合計が、3, 3 4 1 万 1 4 0 円。資本金合計は資本金と準備金の合計で 3, 6 4 1 万 1 4 0 円です。このことから、負債資本合計が、1 億 8, 3 6 1 万 1 4 0 円となります。以下、右の表の内訳につきましては説明を省略させていただきますが、1 の (2) 事業未収金の 大町団地の 1 人が継続で未収、びばうし団地につきましては、3 年後の納付ということで 1 0 0 万円の頭金を納入いただいています。次のページに移ります。4 6 頁になります。3 損益計算書についてです。(1) 事業収益、(2) 事業原価、(3) 販売費及び一般管理費、(4) 事業外収益、(5) 事業外費用につきましては記載のとおりです。これにより、当期純損失が 5 万 3, 1 0 9 円となりました。次ページ以降の販売費及び一般管理費、短期借入金明細表、財産目録につきましては説明を省略させていただきます。次に、5 1 頁になります。平成 2 4 年度美瑛町土地開発公社の事業計画書について申し上げます。1、土地の売払いです。びばうし団地の 2 区画と丸山広場 1 区画の売払いを予定して、その売払額は 3, 5 1 1 万 5 千円とするものです。2 借入金、借入金の限度額は 1 億 5 千万円とするものです。右の表に移ります。3 収入です。第 1 款事業収入、3, 6 3 3 万 8 千円です。土地の売払収入になります。第 2 款事業外収入、1 万円、利息及び雑収入です。第 3 款借入金、1 千円、科目設定になります。第 4 款繰越金、4 8 9 万円、現金預金と基本金です。これによりまして、収入合計 4, 1 2 3 万 9 千円となります。次ページに移ります。支出の部になります。第 1 款事業費 6 千円、それぞれの科目設定になります。第 2 款管理費 2 6 万 9 千円。管理に要する費用です。右の表に移ります。第 3 款借入金、借入償還金 3, 4 0 0 万円。土地売払収入による借入金の償還です。第 4 款、事業外支出 1 5 3 万 7 千円、借入金の利息になります。第 5 款繰越金、5 4 2 万 7 千円。支出合計といたしまして、4, 1 2 3 万 9 千円となります。

以上で報告第 2 号の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○**議長 (齊藤 正議員)** これから質疑を行います。経営状況全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい、議長」の声)

はい、7 番花輪議員。

○**7 番 (花輪政輝議員)** 7 番議員です。4 5 頁左記 (資産の部・負債の部) の内訳、ただいまご説明をいただきました資産の部、1 番流動資産 (2) 事業未収金、大町団地、びばうし団地、合計 5 1 8 万 2, 8 4 6 円の未収金ですが伺います。大町団地は継続未収金ということですが、契約どおり、正常な回収が行われているのでしょうか伺います。また、びばうし団地は、3 年後の納入、納金ということですが、年払いということなのか、3 年後、一括払なのでしょうか、

その点などについて伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、武井課長。

○都市建設課長(武井一真君) 2項目の未収金についてのご質問をいただきました。まず、大町団地ですが、昨年もご質問をいただきご答弁をさせていただいていますが、契約当時、契約相手につきましては町内の企業に勤めていましたが、賃金の未払い、その後企業が廃業し、収入が絶たれ、経済的に厳しい状況となっているということとあわせて、支払い計画を立てながら、契約を履行するように努めていましたが、昨年7月、残念なことに、脳梗塞で倒れられて、3カ月弱入院を余儀なくされています。そんな関係で私どもも何回か足を運んでご本人とお話をさせていただいていますが、結果的にご本人の方の意思としては、今、体も大分良くなりまして、ある程度働ける目途が立ったということで、あわせて働きながら支払いをしていきたいということですが、当初21年当時に契約をさせていただいた期限からすると、残金がちょっと多ございますので、その辺につきましては、本人の意思を再度確認をしながら、今後どういう形でお支払いいただけるか、再度計画を練り直すような形で取り進めたいと考えています。あわせて、もう一つのびぼうし団地ですが、この方につきましては現在東京にお住まいで、まだ会社に勤めています。そんな関係でこの土地が気に入りまして、3年後ぐらいに退職とあわせて購入をしたいということで、いろいろ協議をさせていただいたのですが、売ってしまったら困るということもありまして、早めにお買い求めいただきたいと、ただ一辺に495万9千円を全部はちょっと今の段階ではあれなので、その辺は公社の方と協議をさせていただきながら、一応3年以内ということですので、毎年ということではなく、今回100万円いただきまして、残りをまた協議させていただいて、3年以内にお支払いいただくという段取りになっています。以上です。

(「はい、議長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。詳しくご説明をいただきましたが、特に再度、大町団地につきまして伺います。個人情報の問題もございますので、差支えのない部分で、ご回答をいただく必要があると思いますが、突然の経済的な、結局、困窮というような事態になられたということですので、せっかく売却もされたことですので、出来るだけ詳細に購入された方の家庭の状況に応じて、是非情緒ある今後のご相談等で進めていただくことが必要であろうかと存じますが、結局、売却金額を払っていただけないからと言って、契約を解除するという事にはならないのでしょうか。いかかでしょうか伺います。

(「はい、都市建設課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) 武井課長。

○都市建設課長（武井一真君） 今ご質問の、お支払いができないから契約を破棄しまして、土地を戻してもらってという話も実は、理事会の中で一部の理事の方からも出てます。ただ、状況も状況ですし、この土地につきましては、49㎡以下というあまり大きくない土地でございます。従いまして、今言うような形で破棄して別の方といってもなかなかその辺が難かしゅうございます。そんな関係でこの方の生活状況含めて、健康状態もあわせて、その辺を十分協議しながら、ただ年間例えば10万円という数字になりますと、10年以上かかるわけですから、あわせてその辺も協議しながら、なるべく納めていただけるような形の方向に持っていきたいと思っております。以上です。

○議長（齊藤 正議員） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

報告第2号については、これをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第2号の件は報告を終わります。

日程第19 報告第3号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について

○議長（齊藤 正議員） 日程第19、報告第3号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についての件を議題とします。本件について、説明を求めます。

（「はい、商工観光課長」の声）

はい、後路商工観光課長。

（商工観光課長 後路宜伸君 登壇）

○商工観光課長（後路宜伸君） 議案集の53頁をお開き願います。有限会社美瑛物産公社の経営状況につきまして、ご説明いたします。朗読をもってご報告いたします。

（議案の朗読を省略する）

次の頁54頁になります。第7期営業報告についてご説明いたします。第7期の営業は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までです。1、営業の概要、(1)営業の経過及び成果、美瑛町の地場産業の振興に寄与することを目的に、平成18年1月19日に設立され、以来、以下5行経過いたしましたまで省略させていただきます。今期は、国内の景気の低迷により消費不振が続く中で、3月に東日本大震災が発生し、観光産業に大きく影響を及ぼした年でありました。そのような中で本施設への年間入場者数は約25万5千人と、前年度対比8.9%の大幅な減となりましたが、総売上高はほぼ前年度並みを確保することができました。次

年度においても引き続き、魅力的な商品の開発並びに来場者に対するより一層のサービスを心がけ安定した経営を目指します。(2) 営業成績及び財産の状況の推移、総売上高7,694万574円。経常利益233万5,354円。当期純利益163万8,163円。総資産1,287万9,289円。2 貸借対照表、資産の部、科目、流動資産、1,287万9,289円。資産の部合計1,287万9,289円です。負債資本の部、科目、流動負債、金額383万9,749円。資本金500万円。利益剰余金403万9,540円。負債資本の部、合計1,287万9,289円。次に55頁。3 損益決算書です。営業損益の部、(1) 総売上高、計7,694万574円。(2) 売上原価4,026万3,086円。売上総利益3,667万7,488円。(3) 販売費及び一般管理費、3,503万5,911円。営業利益164万1,577円。営業外損益の部、(4) 営業外収益69万3,777円。経常利益233万5,354円。税引前当期利益も同額233万5,354円。法人税及び住民税69万7,191円。当期純利益163万8,163円。次に56頁、4 財産の目録につきましては、平成24年3月31日現在で、合計821万8,049円となっています。次に、第8期事業計画及び収支計画です。平成24年4月1日から平成25年3月31日までです。(1) 事業計画、美瑛町の地場産業の振興に寄与すること目的に、営業の核となる物産販売施設を最大限に活用し、情報の収集と提供、展示販売、特産品の研究開発及び製造などを推進する。(2) 収支計画、収入、科目、1 営業収益7,880万2千円。2 営業外収益66万円。収入合計7,946万2千円。支出、科目、1 営業費用7,704万1千円。2 租税公課151万円。支出合計7,855万1千円です。以上報告第3号、有限会社美瑛物産公社の経営状況につきまして説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「はい、議長」の声)

はい7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。56ページ、第8期事業計画及び収支計画(2) 収支計画支出の部、1 営業費用(2) 一般管理費、1,371万8千円が予定されていますが、本件には減価償却費があるのでしょうか。ないのでしょうか。それからもう1点は、(3) 販売費2,201万1千円、この説明欄にリース料とございます。このリース料の内容などの具体的な詳細について伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、後路課長。

○商工観光課長(後路宜伸君) まず1点目の減価償却費が含まれているかどうかということですが、この中には含まれていません。それから2点目のリースで対応している部分についての

内容ですが、先ほどの減価償却との絡みもありますが、物産公社につきましては町、農協、商工会、商協が出資して運営をしています。当初スタートの段階から財産を持たないという中で取締役会議等で決定をし、現在に至っているという状況にあります。リースの内容につきましては、陳列棚あるいはレジスター、冷凍ショーケース、冷凍庫などが含まれていまして、おおむね5年から6年のリースという形で進んでいます。以上です。

(「はい、議長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) わかりました。減価償却費については、財産を持たないということがあります。そういうことになっているということですが、リースの契約なのですが、通常は契約が終わったらその財産は自分のものになる。或いは、またそれを戻して新しく契約をする。現在のリースの契約は、今おっしゃられた陳列ケースや冷蔵庫、色々な備品の契約があるということですが、その財産、要するに資産という部分になるのか、ならないのか。その辺について伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、後路課長。

○商工観光課長(後路宜伸君) 先ほどもお話しましたとおり、5年から6年のリースでリース契約を行っておりまして、おおむねその後、また再リースという形で進んでいるものが多いということです。金額によりましては、そのまま再リースの段階で単年で購入し、財産とまではいかないまでも、物産公社のものになるというものもありますが、多くは再リースをするという中で現状では今進んでいるということです。

○議長(齊藤 正議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第3号の件は報告を終わります。

日程第20 報告第4号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について

○議長(齊藤 正議員) 日程第20、報告第4号、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

(「はい、農林課長」の声)

はい、大西農林課長。

(農林課長 大西能正君 登壇)

○農林課長(大西能正君) それでは私の方から、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について報告をさせていただきます。議案集の57頁をお開きをください。初めに条文を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に58頁をご覧ください。第3期事業報告、初めに機構の職員体制ですが、町派遣職員3名、農協出向職員3名、臨時職員8名の計14名で、平成23年度運営をしてきました。それでは1事業の概要です。(1)事業の経過及び成果ですが、下の行から4行につきましては、設立目的ですので省略をさせていただきます、その下5行目からになります。本町農業の担い手育成対策事業としては、北海道農業担い手育成センターの各種支援事業の推進と美瑛町担い手総合推進事業による各種支援、助成事業を実施するとともに、本年度で2年間の研修を修了する新規就農予定者に対して、早期の就農に向けた調整を行いました。農用地の利用調整については、農業委員会等と連携し、農地保有合理化事業等を活用しながら、規模拡大農業経営者に対し、効率的な農用地の利用集積を図りました。農業振興総合対策事業としては、農業者の経営安定を目的とする農業者戸別所得補償制度を、水田の対象としたモデル対策に引き続き、本年度からは畑作物を対象に加え、さらに、各種の加算処置を合わせた本格的な実施の対応を図り、また、新規に取り組んだ経営体育成支援事業では、農業経営体に対し、農業用機械等の導入推進に努め、農作業の効率化を図りました。土づくり事業では、継続して土壌診断事業、緑肥事業、堆肥運搬支援事業を実施し、農地の地力の維持・保全に努めました。農業技術研修センターのみでは、町の指定管理を受け、町民農園、土壌診断及び加工研修施設としての事業を行うとともに、農作物の研究試験栽培や実証圃場保全管理を行い、地域農業の振興の拠点施設としての、運営管理に努めました。(2)事業成績及び財産の状況の推移、経常収益3億3,699万6,331円。当期正味財産増減額15万8,459円。正味財産期首残高359万8,302円。正味財産期末残高375万6,761円。59頁をお開きください。2貸借対照表、平成24年3月31日現在、資産の部、科目、流動資産、現金預金514万1,136円。未収金270万4,647円。未収金の内訳ですが、寮費の個人負担分、それから国、道からの補助金と中山間の補助金の未収金です。補助金につきましては、概算払を受けていますので、3月末で精算払いの際に生じたものの未収となったものです。資産の部合計784万5,783円。負債・正味財産の部、科目、流動負債、未払金、未払費用408万9,022円。この内訳につきましては、給与と補助金に絡む未払金です。正味財産、正味財産375万6,761円。負債正味財産の部合計784万5,783円。3財産目録につきましては記載のと

おりです。60ページをご覧ください。4正味財産増減計算書、科目、1経常収益、経常収益合計です。3億3,699万6,331円。2経常費用の合計です。3億3,683万7,872円。当期経常増減額15万8,459円。3経常外収益、4の経常外費用、当期経常外増減額については0円です。当期正味財産増減額15万8,459円。正味財産期首残高359万8,302円。正味財産期末残高375万6,761円。61頁をお開きください。第4期事業計画及び収支計画、平成24年4月1日から平成25年3月31日までです。1事業計画、本町農業の振興に寄与することを目的に、農業の基盤である担い手と農地の確保による道と農地の一体化を図りながら、各種農業振興策推進のための機能と情報を一元化し、地域農業振興に向けた関連事業を推進する。2収支計画、収入、科目、1基本財産運用収入2千円。2事業収入4,997万8千円。3負担金収入3,267万7千円。飛びまして、4番、補助金収入7,870万8千円。飛びまして、5雑収入488万円ちょうどです。合計で1億6,624万5千円。支出です。科目、1運営費3,718万3千円。2事業費1億2,898万2千円。飛びまして、3予備費8万円。合計1億6,624万5千円です。以上です。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第4号の件は報告を終わります。

日程第21 意見書案第3号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する
意見書について

○議長（齊藤 正議員） 日程第21、意見書案第3号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、8番八木議員。

（8番 八木幹男議員 登壇）

○8番（八木幹男議員） 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について説明させていただきます。

(意見書案の朗読を省略する)

以上でありますよろしくお願ひいたします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第21、意見書案第3号の件を採決します。意見書案第3号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、意見書案第3号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第22 意見書案第4号 看護師・介護職員等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護、地域医療の拡充を求める意見書について

○議長(齊藤 正議員) 日程第22、意見書案第4号、看護師・介護職員等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護、地域医療の拡充を求める意見書についての件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、4番杉山勝雄議員。

(4番 杉山勝雄議員 登壇)

○4番(杉山勝雄議員) 意見書案第4号、看護師・介護職員等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護、地域医療の拡充を求める意見書について。

(意見書案の朗読を省略する)

よろしくお願ひいたします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第22、意見書案第4号の件を採決します。意見書案第4号看護師・介護職員等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護、地域医療の拡充を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって意見書案第4号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第23 意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率二分の一への復元、「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実などの2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について

○議長(齊藤 正議員) 日程第23、意見書案第5号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率二分の一への復元、「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実などの2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書についての件を議題とします。本件について、趣旨説明を求めます。

(「はい。12番」という声)

はい、12番、濱田洋一議員。

(12番 濱田洋一議員 登壇)

○12番(濱田洋一議員) 朗読をもって提案とします。

(意見書案の朗読を省略する)

よろしくお願いを申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、意見書案第5号の件を採決します。意見書案第5号義務教育費国庫負

担制度堅持・負担率二分の一への復元、「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。

したがって意見書案第5号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第24、意見書案第6号地方財政の充実・強化を求める意見書について

○議長(齊藤 正議員) 日程第24、意見書案第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい、議長」の声)

はい、11番角和浩幸議員。

(11番 角和浩幸議員 登壇)

○11番(角和浩幸議員) 朗読をもって提案にかえさせていただきます。

(意見書案の朗読を省略する)

以上であります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第24、意見書案第6号の件を採決します。意見書案第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって意見書案第6号の件は、決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第25号 議員の派遣について

○議長（齊藤 正議員） 日程第25号、議員の派遣についての件を議題とします。本件について、地方自治法第100条第13項及び美瑛町議会会議規則第119条の規定に基づき、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思いをします。

お諮りします。本議会は別紙のとおり議員の派遣をすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

日程第26 所管事務調査の申し出について

○議長（齊藤 正議員） 日程第26、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長齊藤幸一議員、産業経済常任委員会委員長穂積力議員、議会運営委員会委員長山家慶治議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

お諮りします。

本件については、各委員長からの申し出のとおり承認したいと思いをします。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合は、議長において承認したいと思いをしますので承願います。

閉会宣告

○議長（齊藤 正議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。

平成24年第4回美瑛町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

午後2時01分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成24年9月25日

美瑛町議会 議長 齊藤 正

議員 佐藤 晴 観

議員 角 和 浩 幸